令和元年１０月１７日
総　　務　　局

都における統計調査に係る点検結果について

１　点検の目的

基幹統計を巡る事案の発生など、統計調査を取り巻く状況を踏まえ、各局等が所管する統計調査の点検を実施し、東京都の統計に対する信頼性の向上を図る。

２　点検対象

統計調査の種別		対象	件数（※１）
①	国からの法定受託により実施している基幹統計調査	全て	37 件
②	国からの法定受託等により実施している一般統計調査	原則全て（ただし、1 回限りの調査は、平成 30 年度実施分のみ対象）	38 件
③	東京都が独自に実施している統計調査（以下、「都独自の統計調査」という。）		49 件

（※１）同一統計調査を複数の所管部署で実施している場合等、重複して計上

３　点検基準日

平成 31 年３月 31 日

４　点検結果

（１）調査自体は、①基幹統計調査、②一般統計調査、③都独自の統計調査ともに適正に実施されていることを確認できた。

（２）手続上の問題があったものが、７件確認された。（別紙のとおり）

いずれも手続が漏れていた事案であり、結果数値に影響はなく、利用上の支障は生じていない。

ア　総務大臣への届出が漏れていたもの　３件（③都独自の統計調査３件）

イ　総務局長への報告が漏れていたもの　５件（①基幹統計調査１件、③都独自の統計調査４件（総務大臣への届出漏れ案件１件含む））

５　今後の対応・取組

（１）手続上の問題があったもの

上記４（２）アのうち１件については、総務大臣への届出は実施済。残り２件については、次回調査に向けて総務大臣への届出を準備中

上記４（２）イについては、総務局長への報告は実施済

（２）都職員の統計リテラシーの向上

都における統計の質を高め維持していくため、「各局等統計主管部長会議」を活用し、統計に関する情報提供と共有の場とする。

また、正確な統計調査を分かりやすく公表する役割を担う統計担当者を対象とした専門研修を充実していく。

（３）点検の継続的実施

毎年度当初に実施している「各局等統計主管課長代理会議」を活用し、統計調査に関する各種規定等の理解を深め、手続き漏れ等がないよう周知を図る。

また、今回の点検を一過性とせずに、所管局が自主的に点検を実施する仕組みづくりを構築し、統計の品質維持を図る。

（４）総務局長への報告の着実な実施

総務局長への報告状況について、きめ細かい確認作業を行い、未提出の所属に対して報告の督促を実施する。

【問い合わせ先】
総務局統計部調整課
電話　０３－５３８８－２５１３

別　紙

都における統計調査に係る点検結果（手続上の問題があったもの）

1　総務大臣への届出が漏れていたもの

・ 東京都商店街実態調査　【都独自の統計調査】（産業労働局）
調査の周期：3年
直近の実施年度：H28

・ 中小企業金融に関するアンケート調査（金融機関向け）　【都独自の統計調査】（産業労働局）
調査の周期：毎年
直近の実施年度：H30

・ 中小企業金融に関するアンケート調査（中小企業向け）　【都独自の統計調査】（産業労働局）
調査の周期：毎年
直近の実施年度：H30

2　総務局長への報告が漏れていたもの

・ 住宅・土地統計調査　【基幹統計調査】　（総務局）

・ 東京都産業連関表作成のための事業所アンケート調査　【都独自の統計調査】（総務局）

・ 物流に関する交通需要マネジメント関連調査　【都独自の統計調査】（オリンピック・パラリンピック準備局）

・ 住生活総合調査拡大調査　【都独自の統計調査】（住宅政策本部）

・ 東京都商店街実態調査　【都独自の統計調査】（産業労働局）

※総務大臣への届出漏れ案件